

通常の学校における特別支援教育体制への スクールカウンセラーの関与（その2）[†]

—学校不適応状態と発達障害との関連について—

小野寺 利津子*・池本 喜代正**
群馬県スクールカウンセラー・スーパーバイザー*
宇都宮大学教育学部**

概要 文部省は1995年に通常の学校にスクールカウンセラー（以下、SC）の配置を開始した。文部省児童生徒課はSCの職務について、いじめ・不登校・非行等の状態像を示す児童生徒への支援としている。筆者はスクールカウンセラー事業の2年目よりSCとして勤務してきたが、発達障害が背後にあるいじめ・不登校・非行等の事例に関わることが増えてきた。文部科学省「特別支援教育の推進について」（2007）は、特別に支援を必要とする児童生徒の対応にSCと連携することが明記されている。しかし、今日まで、小・中学校等を対象としてSCが扱う学校不適応状態の事例と発達障害との関連を示す実態調査は行われていない。

そこで本研究では、筆者の勤務校3校（各校3年、累計9年間）を対象として抽出し、筆者が関与した事例のうち発達障害が関連するいじめ・不登校・非行等の割合を集計した。その結果、全168ケースのうち発達障害が背後にあるいじめ・不登校・非行等の事例は、SCの全関与事例数の58%であった。また、知的障害及びその他の身体障害・精神障害等の特別支援教育対象である児童生徒の事例を発達障害事例に加えると、SCの関与した全事例の66%を占めていた。このことからSCが関与するいじめ・不登校・非行等と発達障害及びその他の障害との関連性は高く、SCは特別支援教育の視点をもっていじめや不登校・非行等の児童生徒及び教員に関わる必要性が強く指摘できる。

キーワード：特別支援教育、スクールカウンセラー、発達障害、不登校、非行

1. はじめに

文部省は1995年にスクールカウンセラー活用調査研究委託事業を開始した。筆者（小野寺）はその翌年からスクールカウンセラー（以下、SC）として小中学校に勤務し、現在に至っている。また2008年より特別支援教育専門委員として学校や教育委員会に関わってきた。これらの職務を通して筆者は、発達障害が背後にあるいじめ・不登校・非行等の学校不適応状態を呈する児童生徒に関与することが極めて多くなってきたことを痛感してきた。このような児童

生徒や教員への支援のために、筆者はSCとして発達障害の知識をもち、発達特性に応じた特別支援教育の方略をもって関与する必要を感じるようになった。

文部科学省から出された「特別支援教育の推進について（通知）」（2007）においては、「生徒指導上の問題はその状態像にとらわれることなくその背後のある発達障害に留意し、SCとの連携体制を整える」¹⁾と記されている。また、SC事業を管轄する文部科学省児童生徒課が発行した「生徒指導提要」（2010）²⁾ではSCと特別支援教育担当者との連携の必要性が記載されている。2007年の特別支援教育体制の開始以前から、通常の学校現場において筆者は不登校・いじめ・非行等という状態像への関与を通して特別支援教育の対象である児童生徒に関わってきたが、特別支援教育へのSCの関与についての公的な実態調査はほとんど行われていない。SCの扱った事例における学校不適応状態と発達障害との関連を示す実績統計については、個人の先行研究におい

[†] Ritsuko Onodera*, Kiyomasa Ikemoto**
: A Study on School Counselor Participation in Special Needs Educational System of Ordinary School (2nd)

* School Counsel Supervisor in the Gunma Board of Education

** Faculty of Education, Utsunomiya University
Keyword: Special Needs Education, School Counselor, Truancy, Delinquency
(連絡先: ikemoto@cc.utsunomiya-u.ac.jp 著者2)

でも見当たらなかった。

一方、通常学校に在籍する児童生徒の学校不適応状態と発達障害との関連についても公的機関による大規模な調査は実施されておらず、その実態は明らかになっていない。しかし宇都宮市(2009)³⁾等、一部の県市町の統計や小枝(2002)⁴⁾、杉山(2009)⁵⁾、平岩(2011)⁶⁾等、個人の研究における実態調査がある。これらの実態調査から発達障害等があることで二次的な障害に陥り、あるいは発達障害があることで学校生活に適応できず、いじめ・不登校・非行等の状態にある児童生徒が多く存在していることは明らかである。

そこで、筆者が扱った学校不適応状況を呈している児童生徒の中に、発達障害及び診断はされていないが強く発達障害が疑われる事例(以下、両者を含めて発達障害等とする)がどの程度の割合であるのかを調査し、SCの特別支援教育への関与の必要性について検討する必要がある。

2. 目的および方法

いじめや不登校・非行などを呈している児童生徒に対して、学校がその背景を考え、どのような方略で指導・支援することが有効であるかを検討することは、学校現場での重要な課題である。それらの問題の背後に発達障害があれば、その発達特性に応じた関わりが不可欠であることは言うまでもない。そこで本研究では、SCとして対応した事例のうち発達障害が起因するいじめ・不登校・非行等の事例がどのぐらいの割合を占めているのかを統計的に明らかにし、今後のSCの特別支援教育への関与の必要性を検討したい。

対象とするのは、筆者がSCとして勤務したF中学校、G中学校とH小学校の3校の事例(通常の学級在籍)である。各校3年間を集計の対象とした。3年間におけるSCの全対応件数を示し、その事例を不登校・非行・自傷・いじめ・虐待等家庭問題・知的な遅れ(IQ75以下)・その他の7項目に分けて分類する。そして項目ごとに発達障害等の有無の件数を調べ、その割合について検討する。

事例3校の集計結果をもとに特別支援教育へのSCの関与の必要性について考察したい。

3. 結果

(1) F中学校における不適応状態の主訴と発達障

害等との関連

F中学校における筆者の3年間の勤務回数は101回、合計勤務時間は767時間である。また、3年間に関わった生徒は、1年目の3月に卒業した学年と3年目の4月に入学してきた学年を加えた5学年の生徒であり、その生徒数は1087名である。

表1に、F中学校においてSCとして関与した事例の中で、不適応状態の主訴・項目ごとに発達障害等の人数とその割合を示す。

3年間において、筆者が関与した事例の生徒数は75人で、これは3年間に在籍した全生徒数の6.9%に当たる。75人のうち45人(60%)は発達障害と診断を受けている者及び筆者が臨床心理士として発達障害の可能性があると判断した事例であり、全生徒数の4.1%にあたる。45人のうち27人は医者から発達障害との診断を受けている。医師の診断を受けていない18人は、うち5人にはWISC-IIIを実施し、その結果5人とも動作性と言語性、あるいは下位の群指数間に有意差があり、残る13人も保護者からの生育歴の聞き取りや、学校での授業観察、教員からの日常のエピソードなどから発達障害が強く疑われる事例であった。

75事例のうち、発達障害等がないと分類した30件(45%)の事例の中で、IQ75以下の軽度知的障害の事例が2件、その他精神障害や身体障害のある事例が4件含まれていた。これらを先の発達障害等の45名と合わせると51人(事例の68%)がF中学校における特別支援教育の対象となる生徒であるといえる。これは、全生徒数の4.7%にあたる。

学校不適応状態の項目別に、発達障害等との関連を見てみよう。不登校事例では、33人のうち22人(67%)に発達障害等が見られた。非行・暴言・暴力事例の生徒は22人であり、そのうち20人(91%)に発達障害等があった。いじめ事例8人のうち、加害者・被害者いずれかあるいは両方に発達障害等があった人数は6人(75%)であった。

虐待・家庭問題等の事例は9人であるが、発達障害等のある生徒は7人であった。なお、この中には発達障害であるのか愛着障害であるのか、また両方に関わっているのか判断に迷う事例もあった。

また、学業不振などの問題を抱えていたため、知能テストを実施した生徒のうちでIQが75以下であった生徒は10人であり、その中で自閉的な傾向をもつ生徒は8人であった。

表1 F中学校における不適応状態の主訴と発達障害等の有無

項目	対応生徒数	発達障害等の有無	
		有	無
SCの対応生徒数	75人	45人(60%)	30人(40%)
不登校	33人	22人(67%)	11人(33%)
非行・暴言暴力	22人	20人(91%)	2人(9%)
いじめ	8人	6人(75%)	2人(25%)
虐待等家庭問題	9人	7人(78%)	2人(22%)
知的な遅れ (IQ75以下)	10人	8人(80%)	2人(20%)
その他	14人	8人(57%)	6人(43%)

※ SCの勤務日にはほぼ毎回相談部会が開かれ、SCはコンサルテーションを行った。教育相談部会の中でのみコンサルテーションを行ったケースは、対応事例数には含んでいない。

※ 1事例につき2つの状態像がある場合には各々カウントした。

※ その他は、他の項目に該当しないもので、「学力不振の問題」(例えば知的遅れがないにもかかわらず5教科500点満点中100点に満たない等)、「発達障害以外の障害や疾病をもつことでの問題」、「発達障害等があり学級には適応しているが、本人に困り感がある者」等である。

(上記の※は、以下の表2・3・4も同じ)

(2) G中学校における不適応状態の主訴と発達障害との関連

G中学校における筆者の3年間の勤務回数は105回、合計勤務時間は735時間である。また、3年間に関わった学年は、5学年であり、その全生徒数は765名である。

表2に、G中学校において筆者が関与した事例数と不適応状態の主訴ごとの発達障害等の人数とその割合を示す。

G中学校3年間における関与事例の生徒数は46人で、全生徒数の6%である。46人のうち28人(61%)は臨床心理士の目から見て発達障害等が強く疑われるとした事例であり、全生徒数の3.6%にあたる。

発達障害等のない知的障害は3人であり、その3人を加えた31人が特別に支援を必要とする生徒であると考えられる。これはSCの対応事例の67%にあ

たり、全生徒の4.1%にあたる。

学校不適応状態の項目と発達障害等との関連について見てみる。不登校事例28人のうち17人(61%)に発達障害等であった。非行・暴言・暴力事例は9件あり、うち発達障害等は5人であった。いじめ事例5件では、加害者・被害者いずれかあるいは両方に発達障害等がある事例は2人であった。

虐待・家庭問題事例の13人中、発達障害等のある生徒は5人であった。なお、ここには発達障害であるのか愛着障害であるのか判断に迷うケースが含まれている。

また、学業不振などの問題を抱え知能テストを実施した生徒でIQが75以下であった生徒は6人であり、その中で自閉的な傾向をもつ生徒は3人(50%)であった。

表2 G中学校における不適応状態の主訴と発達障害等の有無

項目	対応生徒数	発達障害等の有無	
		有	無
SCの対応生徒数	46人	28人(61%)	18人(39%)
不登校	28人	17人(61%)	11人(39%)
非行・暴言暴力	9人	5人(56%)	4人(44%)
いじめ	5人	2人(40%)	3人(60%)
虐待等家庭問題	13人	5人(38%)	8人(62%)
知的な遅れ (IQ75以下)	6人	3人(50%)	3人(50%)
その他	2人	2人(100%)	0人(0%)

(3) H小学校における不適応状態の主訴と発達障害等との関連

H小における筆者の3年間の勤務回数は31回、合計勤務時間は208時間である。3年間に関わったのは8学年であり、その全児童数は809名であった。

表3に、H小学校において関与した事例を、不適応状態の主訴ごとに分類し、発達障害等の人数とその割合を示す。関与した総児童数は47人で、全生徒数の5.8%である。

47人のうち24人(51%)が、発達障害等の事例である。このうち半分の12人が医者から発達障害の診断を受けている。医師の診断がされていない4人についてWISC-IIIを実施し、その結果3事例に有意差があった。有意差がなかった1事例と残る8事例も保護者からの生育歴の聞き取りや、学校での授業観察、教員からの日常のエピソードなどから発達障害の可能性が強く疑われる事例であった。

47人のうち、発達障害等がないと分類した23人(49%)の中で、IQ75以下の事例が3件、その他精神障害や身体障害のある事例が2件含まれている。これらを合わせると、29人がH小学校における特別支援教育の対象となる児童であることが分かる。これはSCの対応事例の62%にあたり、全児童数の3.6%にあたる。↗

表3 H小学校における不適応状態の主訴と発達障害等の有無

項目	対応生徒数	発達障害等の有無	
		有	無
SCの対応生徒数	47人	24人(51%)	23人(49%)
不登校	9人	3人(33%)	6人(67%)
非行・暴言暴力	8人	6人(75%)	2人(25%)
いじめ	6人	2人(33%)	4人(67%)
虐待等家庭問題	13人	3人(23%)	10人(77%)
知的な遅れ(IQ75以下)	7人	4人(57%)	3人(43%)
その他	15人	11人(73%)	4人(27%)

また、学校不適応状態の項目別に見てみると、以下のようになっている。不登校事例で、発達障害等のある児童生徒は、F中学校では67%、G中学校では61%、H小学校では33%であった。小学校よりも中学校の方が不登校の割合が高いことは周知の事実であるが、発達障害等の割合も中学校が高いことは興味深い。

非行・暴力・暴言事例において発達障害等がある

次に、H小学校の学校不適応状態の項目別に発達障害等の関連を見てみよう。不登校生徒9人の内3人(33%)に発達障害等があった。

非行・暴言・暴力事例は8人おり、うち6人に発達障害等があった。

いじめ事例の6事例では、加害者・被害者いずれかあるいは両方に発達障害等がある事例は、2件(33%)であった。

虐待・家庭問題事例は13人であるが、このうち発達障害等の事例は3事例であった。ここにも発達障害であるのか愛着障害であるのか、判断ができない事例が含まれている。

(4) 3校の比較

表4は、3校の学校不適応状態と発達障害等との関係をまとめて表したものである。

SCとして相談が持ち込まれた事例の中で、発達障害等がある児童生徒の割合が高い(F中学校:60%、G中学校:61%、H小学校:51%、3校:58%)ことが指摘できる。学校が児童指導・生徒指導の中で専門的立場のSCから助言・指導を求めた困難なケースの背景には、発達障害等の要因が大きく関係していたといえよう。↙

事例は、F中学校では91%、G中学校は56%、H小学校では75%であった。学校差はあるが、対人関係の問題から暴力・暴言などの問題を起こす発達障害等の児童生徒の割合が高いことが推測できる。いじめ事例では、背後に発達障害等のある事例は、F中学では75%、G中学校40%、H小学校67%となっている。件数が少ないが故に、発達障害等の割合の差は大きい、いじめ事例の約半数が発達障害に影響

されていると言える。

表5は、SCとして関わった3校の事例のうち、本来は特別支援教育の対象であると考えられる児童生徒の割合を示したものである。SCは、学校に不適応を起こしている児童生徒に対して相談に乗ったり、助言をしたり、あるいは教員に対しても助言・

指導をするのが主な仕事であるが、その対象となる児童生徒の半数以上が発達障害または発達障害が疑われるケースであり、SCに発達障害に関する専門的知識はもちろんのこと、特別支援教育に関する知識も必要とされることを強調してもしすぎることはないと考えられる。

表4 3校における学校不適応状態と発達障害等との関係

—SCの関与事例における発達障害等を有する割合—

	F中		G中		H小		3校の平均	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
関与事例に占める発達障害等の割合	45/75	60%	28/46	61%	24/47	51%	97/168	58%
不登校事例	22/33	67%	17/28	61%	3/9	33%	42/70	60%
非行・暴言・暴力事例	20/22	91%	5/9	56%	6/8	75%	31/39	79%
いじめ事例	6/8	75%	2/5	40%	2/6	67%	10/19	53%
虐待等家庭問題事例	7/9	78%	5/13	38%	3/13	77%	15/35	43%
知的な遅れ(IQ75以下)事例	8/10	80%	3/6	50%	4/7	57%	15/23	65%
その他の事例	8/14	57%	2/2	100%	11/15	73%	21/31	68%

表5 3校における関与事例のうち特別支援教育対象児童生徒の割合

	F中学校	G中学校	H小学校	3校の平均
関与事例における特別支援教育対象の割合	68%	67%	62%	66%
	51/75件	31/46件	29/47件	111/168件

4. 考察

SC事業は、学校不適応状態の児童生徒への対応のために導入されたために、まず中学校を中心に配置された経緯がある。そのため小学校でのSCの勤務校数や勤務時間は限られており、H小学校の勤務時間は、F・G中学校と比較すると30%程度にすぎない。だが、H小学校においてSCとして関与した事例の割合は、全児童数の5.8%であり、F中学校の6.9%、G中学校の6%とほとんど変わらない。学校の地域性や相談体制、あるいはSCの勤務時間数や相談状況に関わらず、関与するケースが概ね6%前後であることは、興味深い。文部科学省が行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」(2012)⁷⁾では、学習面又は行動面で著しい困難を示す者の割合が6.5%（小学校7.7%、中学校4.0%）であったが、この数値とほぼ近い数値である。小学校では、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童の割合が高く、中学校ではその割合は減少するが、一方で不登校や非行などの学校不適応生徒が増

加し、学校として外部専門家に相談・助言を求めると考えられる。

学習面又は行動面で著しい困難を示す者は、特別支援教育の対象者であるが、この集計結果から考察すると、筆者が対応した事例の58%に発達障害等が背後の要因として考えられ、障害のあることでいじめ・不登校・非行等の二次的な障害に陥っていることが明らかになった。

ADHDやLD、ASD等の発達障害があり、IQは75以上あるにもかかわらず、その特性や環境的な要因から学業不振になっている児童生徒も少なくない。一方、通常の学級の児童生徒の中には発達障害等だけではなく、IQ75以下の軽度知的障害を有する児童生徒も在籍している。このような児童生徒は、いじめや不登校・非行という学校不適応症状になったり、問題行動を示すことはないが学習の遅れが顕著になり学級での学習についていけなくなったりする可能性が高いと考えられる。このような通常の学級に在籍している知的に遅れのある児童生徒も特別支

援教育の対象であるが、こういったケースにも教員とSCが協働して事例にあたってきた。また、発達障害や知的障害以外の癲癇、統合失調症などの精神障害、その他身体障害、聴覚障害等があって特別な支援を必要としている児童生徒も通常の学級に多く在籍している。

SCの職務の目的は、文部科学省「スクールカウンセラー等活用事業補助（拡充）」（2009）に「依然として憂慮すべき事態にあるいじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応する」⁸⁾とあるように、SCが学校に配置された1995年時点から現在に至るまで、いじめ・不登校・非行等の学校に適応できない児童生徒の心理的な支援や保護者・教員に対する助言である。障害のある児童生徒の支援を明確に謳ってはいない。しかし、先行研究の実態調査においても指摘されていたことではあるが、発達障害が起因して不登校や問題行動等にある児童生徒が極めて多いことは、今回の結果からも浮き彫りとなった。

小・中学校でSCが関わる事例の多くが発達障害との関係性が高く、SCによるこれらの子どもたちへの支援が重要であることが、この結果から読み取れる。

筆者が対応した事例の58%が発達障害等との関連があったという実態は、児童生徒の困り感のみならず、教員が学校不適応状態にある児童生徒の中でも特に社会性に対する認知のゆがみや多動性・衝動性のある児童生徒に対して強い困り感があることの表れであるとも言えるであろう。

発達障害と非行との関連について、八王子鑑別所首席専門官である淵上（2010）は「1990年代から2000年代にかけて、発達障害という視点から非行少年を語ることが流行した。」⁹⁾とし、法務省法務総合研究所の少年院・少年鑑別所における精神障害の統計の報告では発達障害のみを抽出した統計はなく、発達障害がその他の精神障害に含まれると考えたとしてもその割合は4%に過ぎず、研究手法の解説や解釈上の限界があるとしている。非行に発達障害が関連しているということは言えても、非行をしている児童生徒には発達障害のある児童生徒が多いと短絡的に考えることは避けなければならない。

筆者が関与した3校の非行・暴言・暴力事例と発達障害との関連が平均で79%と高い数値を示しているのは、次のような理由によるものであると考えられる。SCのところに教員が相談してくる非行等の

問題行動のある児童生徒の事例は、そもそも従来の生徒指導の枠の中では捉えきれない状態像のある児童生徒たちが多い。教員は従来の生徒指導の方法では対処しかねる児童生徒に発達障害等があるのではないかと考えて、SCとの連携を模索しているように思われる。そのことがSCの関与する非行の問題と発達障害の関連性を高くしている可能性もある。また、筆者が関与した事例のうち発達障害が背景にある非行事例では、F中学校は91%、G中学校では56%と差があるが、G中学校は生徒指導上の問題の多い学校であったにもかかわらず、生徒指導部とSCの円滑な連携づくりに時間を要し、SCが関与した事例がF中学校に比べて少なかったことが要因と考えられる。いずれにしても、これらの結果は、発達障害等を起因とする問題行動のある児童・生徒に対する教員の生徒指導においてSCが今後とも関与していく必要があることを示唆している。

また、不登校事例に占める発達障害等のある割合は、H小学校では33%と、60%台を示すF・G中学校とに大きな差がある。文部科学省の学校基本調査によると、2013年度の不登校の中学生(30日以上欠席)は小学生の3.8倍にあたる。そのため、中学校の不登校の問題を思春期の課題や学校管理の問題として捉えがちである。しかし、発達特性の問題として不登校を見てみると、次のようにも考えられる。中学校での教科担任制や地域のいくつかの小学校から入学してくる小学校より規模の大きな中学校の学校体制は、発達障害のある子どもにとっては思春期の課題と相まって、困り感を表面化せざるを得なくなり、友達関係や教師との関係に躰クリスクが高いと言えるのではないだろうか。小学校体制の中ではあまり表面化してこない、あるいは見過ごされる発達特性が、中学校においては二次障害として不登校という形で現れる事例を筆者は多く扱ってきた。H小学校においても不登校という状態像では現れてこないために事例件数・割合も少ないと考えられる。中学生はもとより、小学生に対しては特に項目別の状態像から子どもを見るのではなく、子どもの学習面や行動面を含めた生活全般から本人の全体像を捉えるとともに発達特性に留意しておく必要がある。こうした事例においては二次障害を生起させないよう小学校時期から対応することが求められる。

件数は少ないが、いじめについても生徒の対人関係の問題が現れていることが強く疑われる。多くの

ケースで、相手の気持ちや感情を無視した発言や行動が、いじめとして現象化されていると考えられる。

虐待・家庭問題事例では、筆者が関与した児童生徒の中には発達障害であるのか愛着障害であるのか判断に迷う事例がかなりあったと既述したが、状態像から発達障害と愛着障害を厳密に区別することは不可能である。もちろん、子どもが発達障害という器質的な障害を有しており、その子どもの育てにくさから愛情不足の対応をしたという事例も考えられ、発達障害と愛着障害を併せ持つ可能性も少なくない。愛着障害は虐待の二次障害と捉えれば、器質的な問題と認識できない状況であるため、特別支援教育の対象に入れることの是非がある。学校において教員から「この子の状態は、成育歴から来たものですか、それとも発達障害ですか」と聞かれることが多いが、厳密な区別などできるものではない。学校現場ではこのような児童生徒に対しては、特別なニーズを有している児童生徒として教員は関与していくべきであり、今後は通常の学校における虐待やネグレクトをされた愛着障害のある児童生徒に対しても特別な支援を必要としているため特別支援教育の中で対応することが望まれる。

筆者は、ある中学校で思春期特有の課題を抱えた不登校生とその母親面接をしたことがあった。その面接では母子ともに自立という問題を考え、そして乗り越え、その結果としてその生徒は登校するようになった。発達障害が背景にない事例であり、久々に生徒が不登校という状態像をきっかけにして成長していくプロセスを楽しんで面談した覚えがある。この生徒の担任が「スクールカウンセラーってこういう面談をするのが本来の業務ですよ。発達障害の事例ばかりが業務になっていて申し訳ないようです。でも、教員も障害のある子どもへの対応が難しく結果的にお願いすることになってしまうのです。」と語っていた。発達障害のある児童生徒に対して、教員は困り感を抱えており、教員への特別支援教育の視点をもったSCの関与の在り方が問われている。

以上のように、通常の学校においては特別支援教育の推進がますます必要であり、SCは特別支援教育の視点をもって、いじめや不登校・非行などの児童生徒の学校不応状態に関わることが重要であることが明らかとなった。そして、SCの特別支援教育対象者も含め、学校不応状態にある児童生徒に

対する有効で具体的な関与について事例を基に検証することの重要性が指摘できる。

5. おわりに

本研究では筆者がSCとして勤務した事例を通して、いじめや不登校・非行等の不応状態と発達障害とが強く関係している事例に、SCが頻繁に関わっていることを実態調査から明らかにした。小野寺・池本(2014)¹⁰⁾は、通常学校における特別支援教育へのSCの関与について事例を基に児童生徒及び教員コンサルテーションに焦点を当て検討したが、本研究の結果を踏まえて、特別支援教育へのSCの効果的な関与の在り方を更に研究する必要がある。特に学校という組織や保護者・外部機関との連携及びコーディネート、アセスメント方法等の事例による検討が必要であろう。

今後のSC事業ではSCの発達障害及び特別支援教育体制に対する専門的な知識が問われる可能性が大である。SCの資質の更なる向上と特別支援教育体制に対するSCと教員の協働がますます重要となると考えられる。

筆者はSCスーパーバイザーを担当している地域で、SCの勉強会を2か月に1回主催している。そこに出される事例の多くは発達障害に関するものであり、SCの特別支援教育への関与の在り方への問題意識は非常に高い。SC同士の情報交換等が充実したものとなるように、SCとしての筆者の資質の向上に努めていきたいと思う。

また、今回の研究では筆者の関与事例の一部のみをまとめたものであり、公的な大規模な調査は行われていないのが現状であるため、今後はサンプル数を多くするために他のSCの関与事例に関するデータを集積し、SCの関与事例と発達障害との関連性に関する実態をより検証する必要がある。

参考文献

- 1) 文部科学省 初等中等教育局, 特別支援教育の推進について (通知) 7-(3) (2007) .
- 2) 文部科学省 初等中等教育局, 生徒指導提要, 第6章-第2節-3 (2010) .
- 3) 宇都宮市教育センター, 宇都宮市の不登校の現状と学級担任・学校組織が必ず行うこと, 4.発達面での困難さとの関連 (2007) .
- 4) 小枝達也, 心身の不適応行動の背景にある発達障害, 発達障害研究23(4), pp.38-46 (2002) .
- 5) 杉山登志郎, そだちの臨床—発達精神病理学の新天地, 日本評論社, p.24 (2009) .
- 6) 平岩幹男, 発達障害といじめ, 現代のエスプリ2011—8, pp.149-150 (2011) .
- 7) 文部科学省特別支援教育課, 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 (2012) .
- 8) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課, 文部科学省事業評価書—2009年度新規・拡充等 26.スクールカウンセラー等活用事業補助 (拡充) (2009) .
- 9) 測上康幸, 発達障害と司法—非行少年の処遇を中心に, 現代人文社, p.73 (2010) .
- 10) 小野寺利津子・池本喜代正, 通常の学校における特別支援教育体制へのスクールカウンセラーの関与, その1) —生徒と教員への働きかけ, 宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要, 第37号, pp.183-190 (2014) .
- 11) 藤川洋子, なぜ特別支援教育か—非行を通して見えるもの, 日本標準, pp.64-76 (2007) .
- 12) 小野昌彦, 不登校と発達障害—学校における個別支援の充実へ, 現代のエスプリ2011—8 p.129 (2011) .
(2015年 3月31日 受理)

A study on School Counselor's Participation in Special Needs Educational System of Ordinary School (2nd)

—Relationship between School Maladaptation And Developmental Disorder.—

The Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology (MEXT) began allocating school counselors among ordinary schools in 1995. The Student Affairs Division under the Ministry explains that the duty of the school counselor is to support children who show signs of bullying, truancy, delinquency, etc. Since I have been working as a school counselor since the second year of the school counselor program (1996), cases of children with developmental disorders in school maladaptation have increased. In 2007, MEXT expressed that in special needs education systems, school counselors are involved in helping children with special needs to cope. However, even in these situations, there has been no official investigation into the actual relationship between school maladaptation and developmental disorders in the cases in which school counselor are involved. Therefore, I extracted three schools for which I worked (for three years in each school), and calculated the percentage of development disorders among the cases of bullying, truancy, delinquency, etc., in which I was involved for this study. The results showed that in about sixty percent of the cases, developmental disorders affected. In addition, cases involving students with special needs because of developmental disorders, intellectual disabilities (IQ under 75), physical disabilities, or mental disorders were an average of sixty-six percent, two-thirds, of all the cases in which I was involved. These results suggest that bullying, truancy, delinquency, etc., that school counselors cope with relate closely to developmental disorders and other disorders, so school counselors have to handle children and teachers from the perspective of the special needs education .